

福島県大規模小売店舗立地審議会議事録

平成 31 年 1 月 31 日(木) 10:30~11:20

福島県庁本庁舎 2 階 第二特別委員会室

<p>司会者</p>	<p>ここで資料の確認をさせていただきます。 上から順に、議事次第、委員名簿、資料 1 から 7、参考資料 1 となっております。不足等ございませんでしょうか。 それでは、これより、福島県大規模小売店舗立地審議会を開催させていただきます。御多忙の中、委員の皆様には御出席いただきまして、誠にありがとうございます。 私は、議事までの進行を務めさせていただきます、商工労働部商業まちづくり課主幹兼副課長の海藤と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。 それでは、開会に当たり、商工労働部長よりごあいさつ申し上げます。</p>
<p>事務局 (橋本部長)</p>	<p>皆さん、おはようございます。県の商業労働部長の橋本明良でございます。よろしくお願いいいたします。 本日はお忙しい中、本審議会に御出席いただきありがとうございます。 この審議会につきましては、昨年任期満了に伴う委員改選を行いまして、皆様方に御就任いただきましたことにつきまして、この場をお借りして、改めて感謝を申し上げたいと思います。 小売業を行う大規模小売店舗は、多数の顧客を集めまして、大量の商品等の流通の要となる施設であり、また、生活利便施設として生活空間から一定の範囲内に立地するという特性を有していることから、その立地については、周辺地域の生活環境の保持のため、設置者による適正な配慮が必要となります。 このため、大規模小売店舗の立地にあたりましては、配置や運営方法について御意見をいただく場である本審議会は、周辺地域の生活環境を保持する上で、極めて重要な役割を担っております。</p>

	<p>委員の皆様には、本審議会の果たす役割について御理解をいただき、それぞれの専門的な見地から、また、生活者の視点から御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>東日本大震災から8年が経過しようとしていますが、本県は、さまざまな課題が山積しておりまして、道半ばでございます。本県の復興をさらに加速化していくためには、日常の生活に密着した産業である小売業を始めとする地域経済の活性化が必要不可欠でございます。どうか皆様には、審議会委員として、また、それぞれのお立場から、引き続きのお力添えを頂きますよう、よろしく申し上げまして、私からのあいさつとさせていただきます。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p>
司会者	<p>ここで、本日御出席いただきました委員を御紹介いたします。</p> <p>本審議会の委員につきましては、昨年7月の委員改選により、5名の方々に再任いただき、2名の方々に新たに就任いただきました。</p> <p>本日の審議会は、委員改選後初めての開催となりますので、委員の皆様には、自己紹介なども含めて一言ずつごあいさつをいただきたいと思っております。</p> <p>秋山理恵委員です。</p>
委員	<p>会津若松商工会議所顧問の秋山理恵と申します。</p> <p>商工の立場から、微力ではございますが、お役に立てればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
委員	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>いわきより参りました、福島高専の齊藤と申します。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
委員	<p>鈴木深雪と申します。</p> <p>今年度から初めて委員をやらせていただきます。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>設計事務所を営んでおりますので、そちらの立場から色々意見等を言えたらなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
委員	<p>福島大学の樋口良之です。継続して委員をお引き受けさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>

委員	<p>まちづくり川俣から参加させていただきました、昆邦男と申します。リノベーションまちづくりにも取り組んでおりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
委員	<p>福島大学の佐藤英司と申します。本日初めて参加させていただくことになりました。勉強不足のところがあるかと思いますが、専門的な見地から、私の知っている限り、皆さんのお力になればと、また、県民の力になるように頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
委員	<p>福島大学の永幡です。前回から引き続き担当しております。騒音や音響学が専門です。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
司会者	<p>ありがとうございました。</p> <p>当審議会の委員総数7名のところ、本日は7名の委員に御出席いただいております。</p> <p>審議会規則第5条第3項に定める過半数の出席をいただいております、本審議会は成立しておりますことを報告いたします。</p> <p>続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。商工労働部長の方からお願いします。</p> <p>(事務局職員自己紹介)</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
司会者	<p>それでは議事に移ります。</p> <p>議事の進行につきましては、審議会規則第5条第2項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますが、本日は、委員改選後初めての審議会であり、まだ会長が選任されていません。</p> <p>このため、会長が選任されるまでの間、商工労働部長が仮議長を務めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>特に異議ないものと認めさせていただきまして、商工労働部長が仮議長を務めさせていただきます。</p>
事務局 (橋本部長)	<p>仮議長を務めさせていただく橋本です。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事を進行させていただきます。</p>

	<p>議事(1)「会長選任及び会長職務代理者の指名について」であります。まずは 会長の選任を行いたいと思います。</p> <p>審議会規則第4条第1項の規定により、委員の互選となっております。</p> <p>委員の皆様から、自薦、他薦等あればお願いいたします。</p>
委員	樋口委員にお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。
事務局 (橋本部長)	ただいま、秋山委員から樋口委員の推薦をいただきました。委員の皆様、いかがでしょうか。
委員	異議なし
事務局 (橋本部長)	<p>それでは、異議なしということで、樋口委員に会長をお願いしたいと思います。</p> <p>会長が選任されましたので、以降の議事は会長にお任せしたいと思います。御協力ありがとうございました。</p>
司会者	<p>樋口会長、議長席に御移動をお願いします。</p> <p>それでは、樋口会長からごあいさつをいただきたいと思います。</p> <p>樋口会長、よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>よろしくお願いたします。</p> <p>地元の福島大学ということで、選んでいただいたと思ひまして、ありがとうございます。</p> <p>この審議会を進めるに当たっては、調整や取りまとめで事務局の方に大変お世話になると思ひますので、どうぞよろしくお願いたします。また、委員の先生方におかれましても、それぞれの専門分野の知見を大いに生かしていただいて、この審議会を乗り切っていきたいと思ひます。</p> <p>過去の審議会の状況を見ますと、非常に平穏な時もあれば、非常に大きな課題を持って取り組むこともあり、私も委員の一人として何度も緊張した状況の中で過ごしたことがあります。どうぞ委員の先生方と事務局の力を持って、課題を解決していきたいと思ひますので、よろしくお願いたします。</p> <p>また、委員の先生方には、せっかくの機会ですので、必ずお一人一回はご発言いただくように、お願いしたい</p>

	と思います。どうぞよろしくお願いいたします。
司会者	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ここからの進行につきましては、審議会規則第5条第2項の規程に基づき、会長が務めることとなっておりますので、樋口会長にお願いします。</p>
会長	<p>まず、本日の審議会の議事録署名人を私の方から指名させていただきますと思います。</p> <p>後日、事務局が作成した議事録の内容を確認し、署名をお願いすることとなります。</p> <p>本日の審議会の議事録署名人は、佐藤委員と鈴木委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
委員	(了承)
会長	<p>よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事を進めます。</p> <p>会長の選任に続き、職務代理者の指名に移ります。</p> <p>会長職務代理者は、審議会規則第4条第3項により、会長が指名ということになっております。</p> <p>僭越ながら指名させていただきます。</p> <p>そこで、齊藤委員にお願いしたいと思いますが、齊藤委員、よろしいでしょうか。</p>
委員	(了承)
会長	<p>それでは、会長職務代理者は、齊藤委員にお願いすることといたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事を進めます。</p> <p>議題(2) 大規模小売店舗立地法の概要について事務局から説明してください。</p>
事務局 (佐藤課長)	<p>それでは、大規模小売店舗立地法の概要について説明させていただきます。少し時間をいただきますので、恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。</p> <p>お手元の資料1から資料5の5つの資料を用いて説明いたします。</p> <p>まず始めに、資料1をご覧ください。</p> <p>「大規模小売店舗立地法の概要」についてです。</p> <p>はじめに、1番の目的でございますが、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者により、その施設の配置及び</p>

運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発展を図り、国民経済及び地域社会の健全な発展や国民生活の向上に寄与することを目的としております。

次に、2番の対象店舗につきましては、小売業を行う店舗面積が1,000㎡を超える店舗となっております。

次に、3番の設置者が配慮すべき事項でございますが、(1)主な内容は、店舗周辺の交通渋滞・交通安全、騒音の発生、廃棄物の管理、街並みづくり、防犯に関することに大きく分けられております。

(2)設置者は店舗を新設する場合、または、設置者や小売業者の名称及び住所、店舗面積等を変更する場合には、都道府県に届出を行わなければなりません。

(3)都道府県は、届出日から8月以内に市町村や住民等の意見に配慮し、指針を勘案しつつ、設置者対し、周辺地域の生活環境保持の見地から、意見の有無を書面により述べるものとなります。

意見を有しない旨を通知した場合は、8月を待たずに設置者は営業を開始でき、仮に、意見ありの場合は、設置者が意見に対する対応策を届け出た日から2月を経過した後でなければ営業を開始してはならないとされております。

(4)県の意見に対する対応策が十分でない場合には、必要に応じて勧告を行うことができ、勧告に従わない場合は、その旨を公表することになっております。

次に、資料2をご覧ください。こちらは「大規模小売店舗立地法の指針の概要」であります。

まず、1番の「指針の趣旨」であります。

この指針は、設置者にとっては、立地法の届出に際して配慮することが求められている具体的な事項であり、その求められている責任の範囲を示すものです。一方、都道府県側にとりましては、法律運用にあたっての判断基準となるものです。

次に、2番の「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき基本的な事項」についてです。

(1)立地予定地点の周辺の状況やまちづくりに関する

情報収集（例えば都市計画や中心市街地活性化基本計画等の内容についての情報収集）のもと、周辺的生活環境への影響について十分な調査・予測を行うとともに、適切な対応が求められます。

（２）地域住民に理解が得られるように、適切な説明が求められます。

（３）県の意見に対する誠意ある対応が求められます。また、この対応に対し、合理的に説明することも求められます。

（４）誠実で実効ある対応策の実施が求められます。例えば、大規模小売店舗内には多数の小売事業者が入りますが、その事業者が一体となって対応することが必要になってくるということで、より実効性のある対応策が求められるということです。

（５）開店後等における適切な対応が求められます。例えば、届出は開店前に行われるものでありますが、開店後においても届出時に調査予測した結果と大きく乖離があり、対応が不十分である際には、再調査を行い、追加的な対応策を講ずるよう努めることを求めるものです。

次に、３番の「大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項」です。こちらが指針の概要の主なものになっております。

まずは、（１）の「駐車需要の充足等による周辺の地域住民の利便、及び商業その他業務の利便の確保のために配慮すべき事項」です。

こちらは、大きく４つに分けられており、１ページの「駐車需要の充足等の交通に係る事項」、２ページ下段の「歩行者の通行の利便の確保等」、３ページの上段の「廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮」、「防災・防犯対策への協力」があります。

１ページに戻りまして、この表の見方ですが、一番左列は「配慮すべき事項」が記載されています。また、真ん中の列は、配慮すべき事項についての「予測・勘案する事項」、右の列には、それぞれの「主な配慮内容」について具体的な内容が記載されています。詳細については、後ほどご覧いただければと思います。

次に、3 ページをお開きください。

もう一つの大きな括りとして、「騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項」があります。

こちらは大きく3つに分かれており、「騒音の発生に係る事項」、4 ページの「廃棄物等に係る事項等」、「街並みづくり等への配慮等」があります。

なお、先程も申し上げましたが、設置者はこの指針に基づき調査、届出を行い、都道府県側は、この指針の基準に基づき、審査を行っていくということになります。

次に、資料3をご覧ください。

こちらは、本審議会へ諮問させていただき基準となっております。届出は1,000 m²を超える店舗ではありますが、多数あることから、すべてを審議会に諮問させていただくのではなく、諮問する基準をあらかじめ定めております。諮問する案件は、大きく3つに分けております。

まず一つ目は、1の「法第8条第4項の規定に基づき、届出内容に対し県の意見を決定するにあたり諮問する案件」です。

まず、1の(1)になりますが、「周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれのある規模で、県が意見を述べるのが相当と認められる案件」です。

具体的には、店舗面積が3,000 m²以上で、届出者が示した調査・予測及び対応が指針に照らして不十分であるため、県が意見を述べるのが相当と認められる案件は審議会に諮問いたします。資料記載のアは新設の場合、イは面積増加など、変更する場合を示したものであります。

次に(2)の「特に規模の大きな店舗で、交通渋滞や騒音等、周辺地域の生活環境への影響が見込まれる案件」です。

具体的には、すべての建物内における集客の用に供する床面積の合計が10,000 m²を超えるもののうち、店舗面積が3,000 m²以上の案件は審議会に諮問いたします。

これも(1)同様、記載のアは新設を、イは変更する場合を示したものです。

二つ目は、「法第9条第1項の規定に基づき、県の勧告

を決定するにあたり諮問する案件」です。

具体的には、審議会に諮問して県の意見を出したもので、その後届出者から変更しない旨通知があったもの、あるいは、届出者の対応策が県の意見と異なる内容であったものについて、勧告を必要とする場合には、審議会に諮問いたします。

三つ目は、今までの2つには該当しないもので、知事が認めた案件については諮問することとしております。

以上、申し上げました基準に基づきまして、審議会に諮問させていただくことになります。

次に、資料4をご覧ください。

基本的な手続きの流れを示すフロー図となります。

まず始めに、大規模小売店舗の新增設の届出があれば、8か月以内に都道府県が設置者に対して意見を出すということになりますが、この間、設置者のほうでは住民への説明会を開催し、地元の市町村や住民は都道府県に意見を提出することができます。

審議会を開催する必要がある場合には、審議会に諮問し、委員の皆様のご意見に基づいて、県は意見を述べることとなります。

県からの意見がなければ、その時点で手続きは終了となります。

仮に意見があった場合は、記載のとおり「設置者による県の意見に対する自主的な対応策の提示」が必要となります。提示された対応策が、生活環境保持のための十分な内容であればその時点で手続きは終了となります。

しかし、都道府県が出した意見が反映されておらず、周辺地域の生活環境に著しい悪影響がある場合については、地元市町村の意見を再度聞いたうえで、県から勧告を出す場合があります。この勧告を出す際には、審議会に諮り、勧告内容についてご意見を伺うということとなります。

次に、資料5をご覧ください。

これは、「県の意見及び要望事項について」の資料です。まず、「県の意見」についてです。先ほどの説明と重複しますが、指針に照らし、設置者が示した予測及び対応が不十分と判断されるものに対して、県は設置者に対して意見

	<p>を通知します。</p> <p>なお、県の意見が通知された場合は、設置者は変更の届出または県の意見通知の日から2月の間は、新設または変更を行うことができません。</p> <p>次に、「要望事項」についてです。</p> <p>これは、運用上、本県が独自に実施しているものであり、指針の基準は満たすものの、周辺的生活環境の保持の観点から配慮を必要とするものについて、設置者に通知するものです。</p> <p>要望事項には、個別的要望事項と一般的要望事項の2つがあり、個別的要望事項は、特に個別具体的に配慮を求めの必要があり、その具体的な対応策について設置者から書面による回答を求めるものです。</p> <p>また、一般的要望事項は、法に基づく一般的な配慮事項について適切な対応を求めのものです。その内容につきましては、表に記載のとおりです。</p> <p>以上で、大規模小売店舗立地法の概要の説明を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>ただいま、大規模小売店舗立地法の概要について事務局より説明がありました。</p> <p>御質問などありますでしょうか。</p> <p>(質疑応答 なし)</p> <p>事務局からの説明、ありがとうございました。</p> <p>それでは、議題(2)については以上といたします。</p>
会長	<p>それでは、次の議題に移ります。</p> <p>議題(3)大規模小売店舗立地法に基づく平成29年度及び平成30年度における届出について、事務局から説明してください。</p>
事務局 (笹川主任主査)	<p>大規模小売店舗立地法に基づく平成29年度及び平成30年における届出について、資料6、資料7により説明をさせていただきます。</p> <p>まず、その前に、大規模小売店舗立地法の現在の届出状況について御紹介したいと思います。</p> <p>(スライド3)</p> <p>まず、「届出件数の推移」についてです。</p>

全国の新設届出件数の推移についてです。リーマンショック、世界的な金融危機の後、平成21年度で底を打ち、そこから回復傾向にありました。

ここ3年ほどは年間550件程度となっています。

(スライド 4)

本県における届出件数です。

緑のライン、法第5条第1項による届出、いわゆる「新設届出」の件数ですが、平成18年度をピークに、近年は年間8件程度で推移しています。

青の線は、法第6条第2項による「変更届出」、黄色の線が、法附則第5条第1項の「旧大店法により届出があった案件の変更届出」です。

(スライド 5)

業態別の届出件数です。

年によって多少の増減がありますが、震災後、薄い緑色の（例えばヨークベニマルなどの）「食品スーパー」の出店数が増えましたが最近は落ち着いています。

その他、濃い緑色、（例えばハシドラッグなどの）「ドラッグストア」、黄色の（例えば、ダイユーエイトなどの）「ホームセンター」の届出が多く出されています。

(スライド 6)

立地法の届出件数の状況についてみてきましたが、ここでは、全国における立地法の手続きによって出された「県等の意見」、法第8条第4項の規定に基づいて県等から出された意見の数についてみたいと思います。

県等と申しあげましたのは、例えば北海道や、権限委譲を受けた市等を含めたためです。

全国的にみて、平成13年度をピークに減少し、近年は数件程度となっています。

(スライド 7)

本県から出された「県の意見」は、平成16年度をピークに減少傾向にあり、近年はゼロとなっています。その主な理由は、平成12年の立地法の施行後、年数の経過によって、設置者等（含むコンサル）に配慮事項が浸透してきたとともに、届け出前の事前調整の段階におい

て必要な対策が立てられるようになったためと考えられます。

また、先ほども御説明申し上げましたが、県では「県の意見なし」とした場合でも、一般的要望に加えて、個別的要望を設置者に提示し、懸念される事項等について対応を求めています。

それでは、資料6及び7について御説明させていただきます。

まず、資料6「大規模小売店舗立地法に基づく届出について（平成29年度）」を御覧ください。現在、平成30年度ですが、昨年度の審議会は、イオンモールいわき小名浜について御審議いただいた関係で11月に実施させていただいておりましたので、平成29年度の届出からお話しさせていただきます。

1番目は、法第5条第1項に基づく届出、いわゆる新設届出です。平成29年度は10件ありました。

番号1番から見ていきます。1番、店舗名称AOKI福島総本店、所在地福島市、「県の意見なし」で通知。なお、個別的要望事項につきましては、後ほどまとめてスライドで御説明させていただきます。

続きまして、2番、店舗名称ヨークタウン金屋、所在地郡山市、「県の意見なし」で通知。

3番、昨年度御審議いただきました、店舗名称イオンモールいわき小名浜、所在地いわき市、「県の意見なし」で通知。

4番、店舗名称ここなら笑店街、所在地檜葉町、「県の意見なし」で通知。

5番、店舗名称COOP BESTA坂下、所在地会津坂下町、「県の意見なし」で通知。

6番、店舗名称小名浜ファッションモール（しまむら）、所在地いわき市、「県の意見なし」で通知。

7番、店舗名称ヨークベニマル小名浜リスポ店、所在地いわき市、「県の意見なし」で通知。

8番、店舗名称（仮称）有限会社さかとも様貸店舗新築工事（セカンドストリート等）、所在地いわき市、「県の意見なし」で通知。

9番、店舗名称（仮称）ダイユーエイト喜多方店、「県の意見なし」で通知。

10番、店舗名称ドン・キホーテ須賀川店、「県の意見なし」で通知。

以上10件でした。

次に、2番の法第6条第2項に基づく届出、施設の配置及び運営事項の変更届出であり、平成29年度は3件ありました。

店舗名称は記載のとおりで、いずれも「県の意見なし」で通知しています。

次に、3ページの3番、法附則第5条第1項に基づく届出、既存店が法施行後に初めて施設の配置及び運営事項の変更を行う場合の変更届出であり、平成29年度は2件ありました。いずれも「県の意見なし」で通知しています。

続きまして、資料7「平成30年度分の届出」を御覧ください。

法第5条第1項に基づく届出、今のところ5件届出がなされており、記載されていますいずれも審査中です。

最後に、法第6条第2項に基づく届出、施設の配置及び運営事項の変更届出です。4件あり、こちらにつきましても全件審査中です。

それでは、再びスクリーンをご覧ください。

個別的要望事項の内容について説明いたします。

まず、資料6のAOKI福島南総本店についてです。

(スライド 10)

個別的要望事項として、画面左上にも記載しておりますが、「出入口②について、歩車道分離がなされていないので、車いすでの来店経路と同様、歩行者の安全を図ること。」「北側店舗、南側店舗の往来に対して、歩行者の安全を図ること。」といった要望を付しました。

出店者からは、「出入口②について、車いすでの来店者と同様の経路を促すことにより、歩行者の安全確保を図る」「店舗の往来について、歩行者の安全を確保する」との回答が得られました。

届出の手続きは終了していますが、まだ増床計画は実施されておりませんので、実施される際には、再度個別

的要望事項についての対応を照会したいと考えています。

(スライド 11)

こちらは出入口 2 付近の歩行者通路の現況です。

(スライド 12)

続いて、イオンモールいわき小名浜についてです。

(スライド 13)

オープン後のイオンモールいわき小名浜です。

こちら画面左に記載がありますが、個別的要望事項として、「交通混雑が発生した場合には、迅速に解決すること」「アクアマリンパーク 3 者で連携し、駐車場運営を行うこと」「店舗と距離のある駐車場への駐車が想定される場合は店舗と駐車場間のシャトルバスを検討すること」「地元自治体と連携してバスの増便を働きかけるとともに、公共交通の利用促進に努めること」を要望しました。

これを受けて、設置者から、交通混雑が生じた場合には迅速に対応する等の回答がオープン前にありました。

その後開店に際して、設置者から以下のような回答を得ることができました。

「アクアマリンパークの 3 者で連携して円滑な交通誘導を行う。また、これに関連して関係機関で連携してマップを作成して共有した。」

「周辺駐車場の確保等に時間を要したため、店舗と駐車場間のシャトルバスの運行は開業時には行えなかったが、今後状況を見ながら検討していく。」

「バスの増便を地元自治体と働きかけを行ったが難しいとのことであったので、対策として休日に泉駅からイオンモールいわき小名浜までシャトルバスを運行することとした。チラシ、ホームページで公共交通機関の利用をお願いしている。」

(スライド 14)

こちらが、作成されたアクアマリンパークのマップです。駐車場の位置が示されていることが分かります。

こちらは、いわき市のHP等でも見ることもできます。

(スライド 15)

オープン時にイオンモールいわき小名浜から示された公共交通機関の利用促進や、渋滞緩和を図るアクセス経路、無料シャトルバス運行の案内です。

無料シャトルバスは、オープン時に、平日は1時間に1便、土日には1時間に2便の間隔で運行されていました。

(スライド 16)

イオンモールと泉駅を結ぶ無料シャトルバスについては、オープン当初から比較すると便数は減っていますが、現在も、土日祝日や年末年始の繁忙期間に運行されています。

(スライド 17)

オープン直後は交通混雑が見られましたが、現在は、特定の日の混雑はあるものの、比較的落ち着いている状況のようです。仮に、混雑が続くような場合には、設置者に確認を求める等対応を図りたいと考えています。

オープン時、設置者側で行った交通誘導の状況です。

(スライド 18)

渋滞が予想されていた鹿島街道です。

イオンモールいわき小名浜へと向かっています。

(スライド 19)

目の前にみえるのが、アクアマリンふくしまです。

そこまでが、鹿島街道です。

(スライド 20)

こちらもオープン日の様子です。

向かって右側がイオンモールいわき小名浜の駐車場、左側がアクアマリンパークです。

(スライド 21)

イオンモールいわき小名浜のピロティ形式の一階駐車場です。

オープン時の様子です。交通誘導員が配置されています。

ピロティ形式の駐車場ですが、思ったより明るく、また駐車マスの上部に設置されているランプにより、駐車マスの空き状況（空車ならば緑のランプが点灯）が分かるようになっていきます。

(スライド 22)

続いて、小名浜ファッションモール（しまむら）です。

(スライド 23)

この届出における出店計画は、新棟建設場所に新たに店舗を新築し、既存で営業している“しまむら”を新棟へ移し、旧店舗をバースデイ（ベビー服）としてオープンするというものでした。

(スライド 24)

画面左上に記載しておりますが、個別的要望事項として「出入口①について左折出庫を促す看板等を設置すること」、また、しまむらとバースデイ間で買い物客が移動することが考えられるため「歩行者用通路を設置するなど、安全確保を図ること」を要望しました。

設置者からは、「左折出庫を促す案内（看板）を設置します」「駐車台数を削減して、歩行者用の通路を設置することが難しいため、看板を設置して安全確保を行う」との回答がありました。

(スライド 25)

出入口 1 付近の様子です。

(スライド 26)

出入口 1 付近の様子です。

(スライド 27)

店舗間移動歩行者の安全対策のための看板とその設置場所です。また、下は、先ほど申しあげました左折出庫を促す案内です。

(スライド 28)

続いて、（仮称）有限会社さかとも様貸店舗新築工事（リサイクルショップ セカンドストリート等）です。

(スライド 29)

こちらが、オープン後の写真です。

リサイクルショップやカラオケ店が入居しています。

(スライド 30)

届出の計画では、右折入庫による経路を設定することは安全上望ましくないことから、いわき駅方面からの来店経路については、店舗北側にある信号交差点を右折し、迂回する経路を設定しています。

ところが、その来店経路が分かりにくいことから、迂回経路を示す案内看板の設置について、個別的要望事として設置者に伝えました。

設置者からは、「案内経路の迂回地点周辺で看板設置のための用地確保ができなかったため、オープン時には誘導員を配置して誘導を行うとともに、店内掲示にて案内を周知したい」との回答がありました。

(スライド31)

こちらが、施設の配置状況です。

(スライド32)

最後に、ドン・キホーテ須賀川店をみていきます。

(スライド 33)

オープン時の写真です。

(スライド 34)

立地場所周辺は現状で交通量が多いこと、さらには、国道四号の中央分離帯に2カ所開口部があることから、届出前の事前協議の段階で、国道四号からの右折入庫やUターンについての危険性が懸念されていました。このため、設置者へ開口部閉鎖の必要性と対策の検討を依頼したところ、周辺関係者からの同意が得られ、中央分離帯の物理的な閉鎖が可能となり、ポストコーンを設置していただくことになりました。

その上で、個別的要望として、「交通混雑が生じた際には、関係者と協議を行い、渋滞緩和等に努めること」「出入口1の利用者に対する安全対策を講じること」を要望しました。

事業者からは「周辺交通に影響が生じた際には、関係者と協議を行い、渋滞緩和等に努める」「出入口付近について歩行者に対する安全対策は講じているが、さらに必要な場合には検討を行い、対策を講じる」との回答がありました。

(スライド 35)

こちらが、国道4号、ポストコーン設置後の写真です。

(スライド 36)

また、白河方面からの誘導経路につきましては、物理

	<p>的に右折入庫ができない状況にあることから、このように設定しております。</p> <p>(スライド 37)</p> <p>迂回経路を周知するための案内用看板です。</p> <p>(スライド 38)</p> <p>国道 4 号から、来客の搬入口侵入を防ぐ案内です。</p> <p>(スライド 39)</p> <p>歩行者、自転車の出入口を示す案内です。</p> <p>また、オープン時には混雑が予想されたため交通整理員が配置されました。駐車場内が満車の場合はサインを設置し、円滑な駐車場運用に努めていました。</p> <p>(スライド 40)</p> <p>市道に接道する出入口 1 付近の写真です。</p> <p>(スライド 41)</p> <p>場内から、出入口 1 を撮影しています。車道の区分線をはっきりと明示している様子が分かります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>「県の意見なし」とした場合でも、状況により「個別的要望事項」を出しながら、設置者による周辺的生活環境保持が適正に行われるよう努めているところです。</p> <p>以上で説明を終わります。ありがとうございました。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、大規模小売店舗立地法に基づく平成 29 年度及び平成 30 年度における届出について事務局より報告がありました。</p> <p>御質問等ありますでしょうか。</p> <p>お願いいたします。</p>
<p>委員</p>	<p>地元の事例ということで、意見というより現状報告としてお話しさせていただきたいと思います。</p> <p>8 番の有限会社さかのみ様貸店舗新築工事について、御説明ありましたとおり、右折場所に看板設置ができないため誘導員にて対応するということでしたが、最近看板が設置されました。</p> <p>用地がないとのことで、限られたスペースを使っているため、看板が分かりにくく、車両に対する看板なのでしょうが、40kmで走っている車からはとても見えず、歩行者や自転車向けの看板に見えています。</p>

	<p>文字の大きさも小さく見づらい状況で、この目的を達する内容を表示している看板には見えないという問題がありますので、今後、設置するということに対しても、見やすいものか確認を行っていただけると、より生活環境に影響を及ぼさないような状況に持って行けるかなと思いました。</p> <p>イオンさんとかドン・キホーテさんのようにノウハウがある場合は、一目で見やすい看板を表示できるのですが、地元の事業者さんが作成する場合は、見えにくくて分かりづらいという状況がありますので、そういったことも事前に指導できるのであれば、お願いしたいと思います。</p> <p>一住民としての意見です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から何かございますか。</p>
事務局 (笹川主任主査)	<p>貴重な御意見、ありがとうございました。</p> <p>以後、そのような対応に努めたいと思います。</p>
会長	<p>その他、ございますでしょうか。</p> <p>それでは、私から質問をさせていただきます。</p> <p>前回の審議会で検討がなされたイオンモールいわき小名浜についてですが、いい方向に行っているのだらうと、今見て思いました。交通渋滞も思ったより起きてない状況だと、いろいろな方面から話を聞いておりました。事務局の説明の中で、無料シャトルバスの便数が減っているとの話がありましたが、出店後の混雑状況から、それほど用意しなくても対応可能ということだと思います。</p> <p>今後、繁忙期に入ったときに、渋滞等が発生した場合には、設置者に対応をお願いしていくということがありました。渋滞が起きそうだという場合は、課として現場確認に行くなどしている状況なのでしょうか。</p>
事務局 (笹川主任主査)	<p>近隣の関係機関からも情報収集をしておきまして、手続きが終了しているものについても、こういった大きな案件については、できるだけ状況を見ていくような対応を図っています。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>その他、質問はございませんか。</p> <p>それでは、議題（３）は終了いたします。</p>

	<p>次の議題、(4) その他 について、事務局よりお願いいたします。</p>
<p>事務局 (笹川主任主査)</p>	<p>次回の審議会開催について御連絡いたします。</p> <p>現在は諮問基準に該当する届出がない状況であります が、今後、該当する案件が届出された場合は審議会にて御 審議をお願いいたします。</p> <p>また、該当案件の届出がなかった場合についても、平成 31年度の届出状況等について御報告をさせていただく ため、来年度末に開催を予定しています。</p> <p>どうぞよろしくおねがいいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>御説明ありがとうございました。</p> <p>委員の皆様、これで最後となりますが、御質問などあり ますでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>どちらにお願いしていいのかわからないのですが、ここ で質問させてください。</p> <p>もともと大型店舗があるところの近くに、大型店にひっ かからない小規模な店舗が出店したことで新たな問題が 発生した場合、当時大型店が出店した際に講じた対策につ いては不足がないことから、どうすることもできない状況 になると思います。</p> <p>生活交通課が行っている、交通事故現場の視察の中で、 このような案件が出てきており、大店立地法ではどうする こともできないですねという話題が上がっていました。</p> <p>そのような案件が出た場合、大型店に対しても影響が生 じるような場合には、大型店と新たに 出店した店舗(大型店でない)に対し、新たに対策を求 めることができるような方策を福島県で検討していただ けないかと思っています。</p>
<p>事務局 (佐藤課長)</p>	<p>新たにできた店舗が大型店であれば、その店舗が出店す る際に、交通対策を講じた上で立地法の届出がなされま すが、新たな店舗の出店により生じる交通渋滞について、既 に出店している店舗に対して対策を検討させることはで きない状況です。</p> <p>大型店以外の出店により周辺環境に影響が及ぶような 場合についての対応について、立地法では定めがなく、即 答はできないのですが、なお、他県の状況についても意見</p>

	交換会等を利用して、情報収集して参りたいと思います。
会長	<p>大変興味深い質問を提起していただき、ありがとうございました。</p> <p>他、いかがでしょうか。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。</p> <p>円滑な議事進行について、御協力ありがとうございました。</p> <p>議事が終了しましたので、進行については事務局にお返しします。</p>
司会者	<p>樋口会長、ありがとうございました。</p> <p>委員の皆様も御審議ありがとうございました。</p> <p>閉会に当たり、商工労働部長より御挨拶申し上げます。</p>
事務局 (橋本部長)	<p>委員の皆様、御審議ありがとうございました。</p> <p>今後とも大規模小売店舗立地法に基づく届出につきましては、関係機関と連携して適正な審査を行ってまいります。</p> <p>また、重要な案件につきましては、委員の皆様による御審議をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>引き続き、皆様の御協力をお願いいたしまして、閉会のあいさつとさせていただきます。</p> <p>本日はありがとうございました。</p>
司会者	<p>以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>

以上で、大規模小売店舗立地審議会のすべてを終了し、11時20分に閉会した。議長は、この議事を証明するため、議事録署名人とともに記名押印する。